

接続料の算定に関する研究会（第14回）議事録

1. 日時 平成30年9月26日（水） 16:35～18:19

2. 場所 総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者

① 接続料の算定に関する研究会構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、池田 千鶴 構成員、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員（以上、6名）

② オブザーバー

東日本電信電話株式会社 真下 徹 相互接続推進部長

徳山 隆太郎 経営企画部 営業企画部門長

西日本電信電話株式会社 田中 幸治 設備本部 相互接続推進部長

重田 敦史 経営企画部 営業企画部門長

KDDI株式会社 岸田 隆司 渉外部長

橋本 雅人 渉外部 ネットワーク企画調整グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 固定相互接続部 部長

老野 隆 渉外本部 固定相互接続部 アクセス相互接続課 課長

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長兼専務理事

NGN I P o E協議会 石田 慶樹 会長

外山 勝保 副会長

③ 総務省

秋本電気通信事業部長、竹村総務課長、山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、佐伯事業政策課企画官、大塚料金サービス課企画官、大内事業政策課調査官、大磯料金サービス課課長補佐

4. 議題

- (1) 第二次報告書(案)に寄せられた意見及びそれに対する考え方(案)、今後の想定スケジュールについて
- (2) PPPoE接続及びIPoE接続に関連する取組の状況について
- (3) 加入光ファイバ接続料に関連する取組の状況について

【辻座長】 それでは、本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから接続料の算定に関する研究会第14回会合を開催したいと思います。

本日の議事進行を務めさせていただきます、座長の辻でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まずお手元に配付されております資料について確認させていただきたいと思っております。事務局から確認をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 事務局を務めます、料金サービス課の大磯でございます。よろしくお願いいたします。

資料でございますが、お手元に座席表、議事次第、資料14-1から14-4までを配付しております。ご確認をいただき、不足などがございましたら事務局までお申し出ください。

また、マイクの使用方法についてお知らせいたします。モニター左側の下に横長のボタンがありますので、これを押していただいて、緑色のランプが点灯した後にご発言ください。ご発言が終わりましたら、再度同じボタンを押しまして、ランプを点滅させて消灯いただきますようお願いいたします。

後ほど事務方の紹介を私の方からさせていただくかもしれませんが、ご了承くださいければと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは本日の議題でございますが、まず、第二次報告書（案）に寄せられた意見及びそれに対する考え方、今後の想定スケジュールについて、事務局から説明を受け、質疑応答を行いたいと思っております。次にPPPoE接続及びIPoE接続に関する取り組みの状況、加入光ファイバ接続料に関する取り組みの状況の2項目について、NTT東日本・西日本からヒアリングを行いたいと思っております。

それではまず（1）の第二次報告書（案）に寄せられました意見及びそれに対する考え方（案）、今後の想定スケジュールにつきまして、事務局より説明をいただき、その後質疑応答を行う時間を設けたいと思っております。

それでは事務局、よろしくお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 お手元の資料14-1、横長の表形式になっており

ますものに基づきまして、今回の第二次報告書（案）に対しまして意見を募集した結果、いただいたご意見とそれに対する研究会としての考え方案を私のほうからご説明をしまして、ご議論をいただければと思います。意見募集については8月いっぱい行いました。

それでは1ページ目からですが、まず意見1は、県間通信用設備NGNの県間伝送路の不可欠性、不可避性あるいは一体性に関するご意見でございます。

まず黒い四角はNTT東日本・西日本様からのご意見ですが、県間伝送路に不可欠性はないため、県間接続料や接続条件については当事者間で協議が行われるべきであるということ、NGNの県間伝送路を利用するか、自前の伝送路を利用するかは、要望事業者自身の判断で選択可能であるということ、したがって、NGN県間伝送路を不可避的に経由するとの指摘は当たらないというご意見を頂戴しております。

これに対して、他の事業者あるいは団体からは、次の黒い丸ですが、全ての都道府県にPOIが設置されない限り、NGNの県間設備を不可避的に利用する状況に変わりはなく、ボトルネックであるということ、また、報告書案に賛同するとして、設備となるべきか否かは指定設備と一体的に設置されているか否かという不可避性で判断されるべきというご意見等をいただいております。

これらに対する考え方1ですが、「本研究会における考え方」の列の白い丸のところをご覧いただければと思いますが、報告書の案では、この県間接続料等の算定方法等につきまして一定の方向性を出しておりますが、2ページ目をご覧いただきまして、そうした本報告書案の前提となる不可避性・一体性に関する記載を、報告書案の第1章のところでさせていただきます。その記載にある事実を覆すものはなかったと考えておりますので、これらの記載は妥当であると考えます、という考え方案にしております。

その報告書案の関係する記載ですが、主な部分を読み上げますと、例えばIPoE方式によりNGNと接続する場合は、相互接続点の設置場所（POI）が東京、大阪等の一部都府県に限定されているため、これらの都府県以外のNGNの利用者向けにサービスを提供する場合において不可避的に県間設備を経由することとなり、第一種指定電気通信設備と県間設備の一体的な利用が行われることとなるという内容、また、将来において、PSTNからIP網への移行に伴い電話設備についてIP網同士の接続が行われる場合の設置場所は東京・大阪の2カ所であることが事業者間で確認されており、そのため、東京・大阪以外のNTT東日本・西日本の利用者に着信する場合には、不可避的に県間設備を経由することになり、また一体的な利用が行われることとなる、という内容を記載しております。

す。

続きまして4ページ目の意見2でございます。こちらも県間通信用設備に係るご意見ですが、こちらは接続料等の透明性・公平性・適正性に関するご意見でございます。

まずNTT東日本・西日本からは、この県間設備の接続料や接続条件の透明性・公平性・適正性は確保されているというご意見をいただいております。

これに対しまして他事業者または団体からは、例えば将来原価方式での算定を行うとともに、総務省においてその接続料の検証を行うことが適当であり、本研究会において議論を開始すべきというような次の黒い丸のご意見や、その次の黒い丸ですが、一種指定設備と同様の手順や算定方法をもって、この県間設備の接続料が決められる必要があるというご意見、5ページ目ですが、黒い丸のご意見が続きまして、この県間接続料の見直しにつきましては毎年行い、その算定内容について総務省において検証を行い、NTT東日本・西日本は必要なデータの開示をするべきであるというご意見、さらに、IP通信網県間区間伝送機能に係る接続料、これはいわゆるIPoE接続に主に用いられるものと認識しておりますが、この県間接続料については4年以上も見直しが行われておらず、適正性が確保されていないというようなご意見を頂戴しております。

次のご意見も黒い丸ですが、この接続料の見直し検討は毎年度行った上で、もし接続料を見直さないのであれば、見直さない理由について認可申請時に併せて公表する等の取り組みが、段階的な対応として必要であるというご意見、それから、次の黒い丸ですが、東日本と西日本で都道府県の数や地理的条件が大きく異なるにもかかわらず、県間伝送料金は同額であるなどなどの理由で、正しい原価を反映したものではないという2者からのご意見。それから次の丸ですが、その下の黒い丸2つぐらいのご意見は、プロセスに関するご意見かと思いますが、NTT東日本・西日本の技術部門から積極的に説明をいただくことを強く要望する、NTT東日本・西日本との協議は合意をもってとはほど遠く、交渉力の差が用いられている等のご意見もございました。

これに対する考え方の案、6ページ目の右の欄の白い丸ですが、この県間接続料の透明性・公平性・適正性は確保されているというNTT東日本・西日本のご意見につきましては、これと異なる意見が接続事業者・関係団体から多数提出されている状況であると認められるかと思っております。特に適正性につきましては、理解をいただいてきた認識とすると、他事業者・団体からの一層の見直し等を求めるご意見等の間に乖離がある状況ではないかと考えられます。そのため本研究会では、既に報告書案に書いておりますが、

この県間接続料の算定方法について注視を継続し、より具体的には、双方の意見内容についてさらに確認をさせていただいて、その結果に応じてさらに検討を進めていくなどしてフォローアップを進めていくという案を書いております。

続きまして、14ページまで飛びまして意見3、これはPPPoEとIPoEに関するもので、この2つの方式の直接接続をする事業者数の差に関する記載に関するご意見でございます。

この黒い星印は、NGN・IPoE協議会からのご意見であることをお示ししております。この、「差が生じている」という記載は、差が生じていることに問題があると誤解されかねないため不適切であり、修正すべきであるというご意見でございます。

これに対しての考え方ですが、この差が生じているという現状分析を踏まえて検討していると考えられるのではないかとということで、したがって、そうした検討の流れを不明確にする修正は望ましいとはいえないのではないかとという案としております。

続きましてその下、意見の4、これも直接接続事業者数に係るものですが、IPoEのいわゆる16者制限についてのご意見でございます。

まず黒い四角、NTT東日本・西日本からのご意見につきましては、改善することに困難な状況には変わりはないということ、それから、いずれにしても16者まで十分な参入余地がまだあるということなので、現時点では直接接続が阻害されるような状況に至っていないというご意見でございます。

その下、黒い星印、NGN・IPoE協議会からは、そうした技術的制約が解決される際は、既存のVNE接続事業者と事前に協議し、検証することを要望しますということ、また、本報告書案の記載である「既存のVNE接続事業者の合意は不要であることに留意することが適当である」という部分を、誤解を与えかねないために削除するべきであるというご意見を頂戴しています。

関連しまして、その下の黒い丸、他の事業者・団体からのご意見においては、既存のVNE事業者の合意は不要であることに留意することが適当であるというのは重要なポイントであるというご意見や、15ページ目のそもそも参入できる事業者の数に制限があるような方式の導入が妥当なのかという議論をお願いしたいということ、それから、最後の黒い丸ですが、これはJAIPAからのご意見ですが、JAIPA等々の事前合意を必要とするとか、合意に基づく要件の着実な履行を総務省が確認することなどのご提案をいただいております。

これらに対する考え方、15ページの右下の白い丸ですが、まず16に達していないから支障がないというようなNTT東日本・西日本のご意見に対する主な回答ですが、一般に接続の支障となる要因はできる限り除去していくことが適当であり、現に16に達していないことをもって取り組みが不要ということにはならないと考えます、としております。

続いて、NGN・IPoE協議会様からのご意見、合意不要であるという記載の削除を求める意見につきましては、こちらは事前の協議や合意の達成を否定する表現ではないつもりでありまして、また、各方面の関係事業者の意見を聞くことが適当とも記載をしておりますので、その懸念はないのではないかと考えます、ということでございます。

最後に、JAIPA等からのご意見につきましては、網機能提供計画制度や認可プロセス等がございますので、そちらで適正性が担保されることが期待されますが、事前協議が行われることも望ましいことと考えるとしております。

引き続きまして19ページ目、意見の5、IPoEの接続用ポートの小容量化に関するご意見でございます。

まず、こちらにつきましては、NTT東日本・西日本からは、現時点で小容量化の利用要望はいただいているけれども、今後要望があれば、その実施に向けて協議を行っていくという考えを示されております。

その下、黒い丸ですが、他事業者あるいは団体からは、今後音声のIP-IP接続では小容量メニューが要るのではないかと、協議を行い、検討していくことが必要という意見をいただいております。

その下、JAIPAからのご意見ですが、こちらは少し毛色の違うご意見でして、NTT東日本・西日本とのNDA（秘密保持協定）の対象となる情報の範囲や、その扱いについても、透明性や公平性を確保できるように議論いただきたいというご意見をいただいております。

次のページに行きまして20ページ目の1つ目の黒い丸ですが、少しまた視点が変わりますが、いろいろな容量のポートをすぐに普通は用意してもらえるとということで、特殊な事情があるなら研究会などの場で示してもらいたいというご意見もいただいております。

こちらの考え方ですが、まずは金額・条件等の小容量の具体化に向けた協議において、もし支障が生じるのであれば、総務省においてフォローをしていきたいと考えております。

なお、NDAにつきましては、若干新たな論点かと思いますが、またこちらは総務省において状況を検証させていただいて、その結果等を踏まえつつ、本研究会における取り扱

いの在り方について整理していくことが適当としてはどうかと思っております。

続きまして22ページの意見の6、通信量の増大に応じた設備の増強、PPPoEに関する話題でございます。

まずこれはNTT東日本・西日本から、増設基準の緩和をしていただきましたということで、今後もISPのインターネットトラフィックの状況や増設状況の個別状況を確認の上、さらなる見直しについての必要性について検討していく考えをお示しいただいております。

23ページに行きまして、他事業者・団体からは、黒い丸ですが、基準が緩和されたということですが、この緩和された20%という数字の根拠、効果が見込まれるかについては明らかにされていない、毎年の見直しが必要である、あるいはトラフィックベースへの見直しを検討するべきである等のご意見を頂戴しております。

また、他の意見では、D型というメニューができたわけですが、これを評価するとしつつも、D型から他の既存メニューへの移行が円滑に行えるような仕組みが必要というご意見を頂戴しております。

そして最後ですが、本報告書案で、客観的なデータに基づく検証を行う必要があるという記載をしましたが、それにつきまして賛同するということですが、検証に当たり、必要に応じ用語を明確に定義すべきだということで、この用語というのは、例えば「輻輳」の意味を念頭に置かれているということです。その他NDAに関するご意見が追加でございまして、増設基準を変更するよう公開で要請をしたけれど、NTT東日本・西日本側は公開可能な回答がない、それから個別協議によるものではなく、研究会などオープンな場での検証を行うべきという、JAIPA等のご意見となっております。

これらに対する考え方ですが、23ページの下の方ですが、こうした論点につきましては、実際の通信量の状況等について、客観的なデータに基づく検証を行う必要があるということで、24ページになりますが、検証の具体的な方法について本研究会で検討していただくことが適当ではないかということで、本日まさにこの後、ご議論いただけるのではないかと思っております。あとは、協議が円滑に進められることが望ましいなどの一般的な考えもお示ししております。

続きまして29ページ、意見7、IPoEに移りまして、いわゆるPOIの設置場所の増設に係る部分でございます。

こちら、NTT東日本・西日本からは、POIについては順次拡大をしていて、要望があった場合にはさらに協議を行っていくという考えを示されております。

これに対して他事業者のご意見としては、報告書案にも若干書きましたが、I P o E接続の参入障壁は全く変わっていない、全ての都道府県でのサービス提供ができることが条件とされていることも問題であるというようなご意見を頂戴しているほか、次のページ、30ページですが、これは費用負担の話になり、網使用料化された場合でも円滑なポート増設が引き続き確保されることが必要であるというご意見も頂戴しております。

これらに対する考え方ですが、P O Iの増設に関しましては、既に総務省から第二次要請をさせていただいているということで、また報告書案の記載内容に異論ということもなかったということですので、状況のフォローアップを総務省において行うことが適当としております。

続きまして32ページの意見8でございます。こちらもI P o Eに係るご意見で、関門系ルータ、いわゆるゲートウェイルータの費用負担に関するものでございます。

こちらにつきましては、本研究会の議論を受けまして省令改正をしまして、いわゆる網改造料から網使用料に変更したところでございますが、利用中止にかかる費用の設定などにつきましては現状を維持ということで、経過措置を設けているところでございます。

これにつきまして、NTT東日本・西日本からは、利用中止費というのは適切に負担いただく観点や、費用負担の不公平を防止する観点から、そういうものは負担いただくことが適当であるという観点が引き続き示されております。

その下の黒い丸はJ A I P Aからのご意見ですが、網使用料化推進による低廉化等が必要であるということをご意見を頂戴して、またその次もI S P様からのご意見だと思っておりますが、本則に戻す方向性を確立することが必要である、33ページの一番上です。これは、本則というのは網使用料、利用見合いということかと思っております。

また、その下の黒い丸、これもI S P様からですが、1回線当たりでの網使用料化を設定し、適正な負担区間と料金を算定することが必要であるというようなご意見などがございました。

それから最後の黒い四角は、NTT東日本・西日本から、網改造料の透明化につきましてもご意見を頂戴して、既に開示済みというようなことを頂戴しております。

33ページの同じ右下の白い丸で考え方をお示ししております。基本的には報告書案に沿って記載しておりますが、真ん中あたりの「しかしながら」からですが、本件接続料は、その性質に照らせば、各方面の関係事業者の意見も聴きつつ、利用見合いで負担されるように移行されていくことが適当という原則を改めて書いております。しかしながら、まず

は具体的な形は認可申請の中で決まっていくものですが、平成31年度、来年度の認可申請における取り扱いについて、申請者であるNTT東日本・西日本様のほうでお考えいただければと思っております。

続きまして34ページ、考え方の続きですが、右上ですが、網改造料の透明化、情報開示につきましては、これは進捗があったものと評価するという案としております。

35ページの意見9でございます。こちらは少しエディトリアルですが、関門系ルータにおける実績トラフィックのトレンドという図2-1が報告書の10ページか11ページあたりにありますが、そちらが少し分かりにくいので補足の追記を希望するというので、それからもう1つは、そこにトラフィックの総量のトレンドがあるのですが、この具体的な数値は開示できないのかというご意見でした。

考え方ですが、まず総量を示しているということは、明確になるよう修正をしたいということで、若干の修正でございます。それから、総量の具体的な値の公開をできるかということですが、こちらは参考として承りますとしておりますのは、私ども事務局で、NTT東日本・西日本に確認をさせていただいた結果、それを公にすると、非公知の詳細情報で、公益上必ずしも公にする必要のないものが明らかになる等の可能性があるということが分かりましたので、今回は掲載しないこととしたいとしております。

36ページの意見10は、PPPoE等の輻輳に関する利用者への説明等の適切性確保ということで、ここは大きな状況変化はなかったと思っております。引き続き取り組むということがNTT東日本・西日本様から示されて、JAIPAからは、総務省でも継続的に確認していただきたいというご意見でございます。

考え方10の方も、引き続き方向性が維持されるよう、総務省において、仮に個別事案が生じましたら確認等が行われることが適当ということで、今後の対応は適切にということとしております。

37ページ、意見11からは、加入光ファイバの接続料に関するご意見でございます。

まずこちら、耐用年数見直しの話でございます。これがNTT東日本・西日本からは、低廉化を目的として実施するものではないと、ただ、見直しが必要と判断すれば、早ければ2019年度からの見直しも含めて検討していきますという意見を頂戴しております。

38ページですが、他事業者からのご意見としては、この見直しスケジュールをより具体化・細分化するとともに、遅滞なく検討を進める必要があると、これはソフトバンクのご意見です。その次の黒い丸はKDDIからのご意見ですが、遅くとも平成30年内又は

3 1 年早期には確実に結論を出していくことが必要であるとなっております。

最後の白抜きの星印は、ケイ・オプティコムからですが、慎重に議論を進めていくことが必要であるというご意見を頂戴しております。

考え方ですが、方向性に異論はないものと思いましたが、いずれにせよ、NTT東日本・西日本における取り組み状況を聴取するなどしてフォローアップを進めていくということで、今日もご議論いただければと思っております。

続きまして40ページ目、意見12は光ファイバのレートベースの厳正な把握に関する部分のご意見でございます。

まず報告書案に書いてあるような、ソフトバンクからのご提案の、未利用芯線をレートベースから除外するという考えにつきましては、これは必要不可欠な設備であるのでとり得ないというご意見がNTT東日本・西日本からいただいております。

その下の白抜きの星印は、いわゆる電力系事業者である4者からのご意見で、こうした提案は採用すべきではないということで、採用すると投資インセンティブが減退するとともに、競争に歪みが生じるというご意見を頂戴しております。

次に41ページ目、1つ目の星印はケイ・オプティコムですが、二種指定設備等でも同様の検討を行えないかというご意見。それから最後の黒い丸はソフトバンクからのご意見で、NTT東日本・西日本の主張に反論するという形で、レートベースを除くということはインセンティブを損なうものではないとか、送電設備とFTTH設備について、事業の環境が異なるということが主張されているが、それは関係するものではないのではないかなというご意見。それから最後、効率的な合理的か、設備投資がそういう状態かという主張については、サンプルデータ等から判断されるべきというご意見を頂戴しております。

考え方ですが、各意見を考慮しつつも、この未利用芯線を含む光ファイバ設備というのが、事業につき真に必要なものとなっているか、これは報告書案に今書いてある表現をそのまま使っているのですが、そういう観点からより詳細な調査を行い、検討していくことが適当と考えます、としております。

その次の丸は、主に電力系事業者からのご意見に対する考え方ですが、懸念を示すご意見につきましては、主に光ファイバ接続料の低廉化が、小売市場における電力系事業者の競争力の相対的低下を生じさせるなどして、競争の状況に影響を与えるであろう旨を指摘されているものとして承りたいと考えます、としております。また、二種指定設備等につ

いても議論を行うべきというご意見につきましては、総務省においての今後の検討ということが適当なのではないかとしております。

続きまして、47ページの意見13、ユーザー単位接続料の実現という部分でございます。

こちらはJAIPA等からのご意見ですが、NTT東日本・西日本の提供する卸売りサービスの卸料金では、加入者ベース、すなわちユーザー単位の料金が既に設定されているので、接続のほうでもユーザー単位の実現に向けて議論を開始すべきであるというようなご意見を頂戴しております。

考え方ですが、同様のご意見を以前も頂戴しているかと思いますが、その際は、この1つ目の白い丸に書いてあるように、要望があれば十分な協議を行うことが必要であり、総務省においてフォローアップを行っていくことが適当というふうに、一般論で返しているところでございます。

ただ、その次の白い丸ですが、1回線単位で利用する際の手段が卸役務の利用となっているところのご意見だと思うのですが、こちらにつきましては、利用者利益や公正競争の確保の観点から、まずは総務省において注視していく必要があるというものでございますが、要望があれば本研究会でも改めて発表の機会を設けるという考えをお示ししてはどうかと考えております。

では課題がないかというところではなく、例えばここにあるように、1回線単位で仮に定額の接続料を設定するということになれば、本研究会でも議論がありましたが、コストの同等性等の観点から、現在はコストドライバとして通信量をトラヒックということで用いているので、そちらの考え方との整合性という課題は生じるということになります。

続きまして49ページの意見14は、網機能提供計画の対象等に関するご意見でございます。

基本、この網機能提供計画に関する部分につきましては、大きな新しいご意見はなかったと認識しておりますが、NTT東日本・西日本からの、事業者間で事前にすり合わせるものは対象外とされたいというところ、それからKDDI、2つ目の黒い丸ですが、マイグレーションに関し、事前に合意が達成されているもの等は対象外とすることが可能ではないかというご意見に関連して、JAIPAからは事前合意を必要とする、それから合意に基づく要件の着実な履行を総務省が確認するというようなご意見とともに、50ページですが、同じくJAIPAからは、このマイグレーションに関係して、事業者間意識合わ

せの場における協議達成事項を対象外とするというような考えには反対であるというご意見が示されております。

これらに対する考え方ですが、基本、新しいご意見はあまりなかったということですので、報告書案の記載のとおり進めるということですが、次の白い丸ですが、マイグレーションの関係ですが、合意が達成されていて、合理的に見て届出不要というアイデアですが、こちらにつきましては、円滑な接続に支障が生じないのであれば採用できるのではないかと、本研究会の議論を踏まえて書いてもいいのではないかとということで、ただし、どのようにして法令上担保するかというところは、総務省においての検討事項になるということとしていただければと考えております。

続きまして54ページの意見15、こちらも網機能提供計画制度の見直しに係る論点で、こちらは対象というよりも運用方法に関するご意見をここで抜粋してみました。

こちらもあまり新しい内容はございませんでしたが、届出期間は最短としていただきたいというようなNTT東日本・西日本からのご意見、それからその下、KDDI様からの、最短30日程度で早期の工事着手が可能となるような仕組みはどうかというようなご意見。それから報告書案に賛同するJAIPAからのご意見がありまして、これらを踏まえて、報告書案記載のとおり、総務省において省令等の立案を検討することが適当というふうにご意見をまずお示しした上で、55ページの一番上の白い丸ですが、この最短30日程度で早期の工事着手が可能となる仕組みについては、採用することができないか総務省において検討することが適当というふうにご意見を、一步踏み込んでお示ししております。

56ページの意見16は賛同のご意見です。ありがとうございます。

57ページの意見17、フォローアップ事項でございます。ここはさまざまなご意見を頂戴しました。

まずはNTT東日本・西日本からは、オープンな検討が必要な課題が生じたときには引き続き協力していきますが、基本的に事業者間の協議に委ねていただきたいというご意見を頂戴しております。

それから黒い星印、NGN・IPoE協議会からは、ちょっと議論が尽くされていなかった状況もあるのではないかと。拙速な議論となっていなかったか等について、今後検証することが必要なので、本報告書の掲載事項は事実のみにするべきであるというご意見を頂戴しております。

その下の黒い丸は、基本的にはご賛同のご意見だと思いますが、今後もさまざまな課題

に対して検討していくことを強く要望するということと、それからアクセス網に係る議論を加速していくべきとか、スタックテストの在り方に関する議論も行っていただきたいというソフトバンクからのご意見をいただいているほか、その下はJ A I P A等からのご意見ですが、卸と接続の在り方など、新しい接続形態等もご議論いただきたい、それからN D Aもご議論いただきたい、最後に、今後もフォローアップをお願いするというようなご意見を頂戴しております。

これらに対する考え方ですが、まずN T T東日本・西日本からの、今後の検討課題に関する部分のご意見ですが、こちらにつきましては、開催要綱に従い、オブザーバー等の要望を踏まえつつ、事務局において整理した上で決定されるべきと考えますが、いずれにせよ特段の支障がない限り、関係事業者に対する門戸は開放され続けるべきであるという原則を書いてはどうかと考えております。

それから、本研究会の成果に係る部分の記載についてですが、さまざまな、これまでになかった明らかな進捗があったということで、「環境の整備が大幅に進捗した」等の現状の表現は妥当ではないかというふうに、考え方をお示しできるのではないかと考えております。それから、スタックテスト等につきましては、要望を踏まえて、オブザーバーによる発表の機会を設けることとするなどの考え方をお示しできるのではないかと考えております。

最後に意見18ということで、61ページですが、J A I P Aからご意見を頂戴していただきまして、こちらはP P P o E及びI P o Eと民主主義との関係ということで、P P P o E方式のような多様な接続性の担保、恐らく多数の事業者が接続できるということだと思っておりますが、こちらは民主主義の根幹である自由で多様な議論の確保につながるというご意見を頂戴しています。

考え方ですが、こうした論点につきましては、別の論点もありますので、総務省において今後の情報通信政策の参考としていただきたいということでよいのではないかと考えております。

資料14-1、長くなりましたが以上でございます。続きまして資料14-3、今後の想定スケジュールを簡単にご紹介いたします。

今後も月1回程度の開催を年内想定していただきまして、加入光ファイバの耐用年数、レートベースの厳正把握、P P P o E及びI P o E、それからコストドライバ、こちらはN T T東日本・西日本が見直す場合でございますが、それと、それからご意見にありましたよう

にスタックテストの観点もご要望があれば議題にするということで、今のところ想定をしております。

それから右のほうですが、来年のことですので不確実性が増しますが、引き続き加入光ファイバの接続料の在り方、県間接続料等について、それからその後、第三次報告書案について、想定スケジュールとしておりますので、こちらにも必要に応じコメントをいただければと考えております。

以上です。冒頭にできなかった、今回新しく着任した事務方総務省職員の紹介を、もしよろしければさせていただければと思います。

【辻座長】 ではお願いします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 それでは順番に、名前を私のほうで読み上げさせていただきます。

まず電気通信事業部長の秋本でございます。

【秋本電気通信事業部長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 総合通信基盤局総務課長の竹村でございます。

【竹村総務課長】 よろしく申し上げます。

【大磯料金サービス課課長補佐】 事業政策課長の山碕でございます。

【山碕事業政策課長】 よろしく申し上げます。

【大磯料金サービス課課長補佐】 料金サービス課長の大村でございます。

【大村料金サービス課長】 よろしく申し上げます。

【大磯料金サービス課課長補佐】 事業政策課市場評価企画官の佐伯でございます。

【佐伯事業政策課企画官】 よろしく申し上げます。

【大磯料金サービス課課長補佐】 それから事業政策課調査官の大内でございます。

【大内事業政策課調査官】 よろしく申し上げます。

【大磯料金サービス課課長補佐】 本日は総合通信基盤局長の谷脇が欠席となりまして、ご挨拶しておりませんことを、お詫びいたします。

長くなりましたが、私からの説明は以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等を受けつけていきたいと思っております。これまでの議論を踏襲して、最初に構成員の皆様から質問をしていただいて、次にオブザーバーの方に伺いたいと思っております。

それではまず構成員の皆様から、何かご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。

【相田座長代理】 非常に形式的なところで、この報告書案に対する修正点としては、図2-3のところに、(総量)というのが入ったという違いだと思ってよろしいのでしょうか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 はい。おっしゃるとおり、意見を踏まえた修正はその点のみでございます。あとは若干、編集上の修正がございますが、内容に変更はありません。

【辻座長】 そのほか、ございませんでしょうか。

【池田構成員】 本研究会における考え方に対して修正を求めるものではないのですが、今回のパブリックコメントをいただいた意見を読みまして、少し気になった点が幾つかございますのでお伺いしたいと思います。

まず、16者制限のところの意見4に関連して、19ページのところで、EditNetからの意見の中に、「なお」のところですが、接続事業者数の制限が単県での接続ができない理由に使われることがありますとありますが、つまり、1県だけの事業者でも16者の枠を1つ使ってしまうために、他県での参入可能事業者の数が減ってしまうという問題が指摘されているのですが、これは事実としてはそのとおりなのでしょうか。つまり、地域限定での参入は今のところ認めていないということなのでしょうか。

【辻座長】 幾つかあるのであれば、一つ一つお答えを。

【池田構成員】 はい。それからあと気になりましたのが、次の意見5の、IPoE接続用ポートの小容量化というところなのですが、NTT東日本・西日本の意見では、現時点において小容量化の料金メニューの利用要望をいただいていないという認識というか、そのように書いてあるわけですが、JAIPAや、あるいはEditNetからのご意見で、NDA、秘密保持協定があることによって、なかなか集団で交渉することが難しいというような指摘がなされています。NTT東日本・西日本に対して交渉力格差がある中で、集団で交渉したいというのはわかるところでありますので、うがった見方をすると、NDAをきつく主張することによって集団交渉を妨げているのではないかと、事実上、要望なしとしているのではないかという疑いの目を持ちましたので、どのような運用がなされているのか、また、そもそもNDAは何のために秘密にしなければいけないのかというところも、少し趣旨を考える必要があるのではないかと思います。

あと、レートベースについて、厳正な把握ということは今後のフォローアップ課題となっていると聞いています。今回の提案は、回収すべきコストから除くということではなくて、使われていないものに対して報酬を得るのは過剰ではないかという問題意識からの議論だと聞いています。また、佐藤先生がご専門だと思いますが、過剰に資産を持つほうが利益最大化になってしまうという、そのアバーチ・ジョンソン効果というのも指摘されていることもありますので、厳正な把握に努めていく、真に必要なものを厳正にチェックしていくという方向性は、そのような方向で議論されるべきではないかと感じました。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、事務局からもしご回答があればお願いしたいと思います。

【大磯料金サービス課課長補佐】 まず、小容量化の要望が本当にあるのかないのかとか、NDAの状況であるとか、そういったことは恐らくまずNTT東日本・西日本からの方がいいのではないかと思います。

【辻座長】 最初の16者、これも含めて今の3点につきまして、それではお願いいたします。

【NTT東日本】 東日本の真下でございます。単県POIの話を最初にご指摘いただいたと思いますが、16者制限が関係ないということは全くなくて、ごもつものところもございますが、なぜ全県で単県POI化をしていないのかというお話をする機会もなかったことをおわびしつつ、この機会にお話ししたいと思っています。

基本的に私どもとしては、事業者様からご要望があれば、単県POIができないということではなく、対応する心積もりはあるわけでございますが、少し経緯がございます。IPoE接続を始めた2011年、たしか震災の年だったと記憶しておりますが、その際、最初は東京と大阪のみで接続を始めて、始めたときから全県POIというふうにはなかなかできないのでございます。当初、接続事業者は3者までというような形で、それも皆様でお話をした上で決定したことでございますが、3者までという制約があった中、ローミングも提供するという話で、その当時、全県域での提供を前提としてサービスを始めたという経緯がございます。要は、生まれたときに、全国で提供する、そういうサービスで始めたということがあるわけでございます。

また、16者制限だけでなく、全県域でサービスを提供するために、日本全国の全てのお客様がご利用しても大丈夫なように接続事業者様には6,000万アドレスをご準備い

ただくといった前提もございます。それから、例えば北海道でサービスを提供されていても、お客様が北海道以外に引っ越しをされたときに、どこへ行っても、お申し込みが発生した場合のチェックをちゃんとやるという機能も必要なわけでございます。

ですから、地域限定提供の単県P O Iを始めようとする、そういったところもチェックをしなければいけない。さらに、技術的にも幾つかのDNSを連携しなければいけない。こういったシステム改修もございまして、現実問題としては16者制限に限らず、単県P O Iをはじめのにはかなりのいろいろな手直しが必要だということがございまして、なかなかそこまで至っておりません。後ほどのプレゼンでもご説明いたしますが、この9月に埼玉、6月には千葉で地域限定提供ではなく全国提供を実施する際の単県P O Iを始めたのですが、神奈川や千葉のように、トラヒックが集まるところではそのような単県P O Iを開設しているということも始めてございます。

そういう意味でいうと、いきなり全県P O Iとするのではなく、本当に需要があるところで、一つ一つP O Iを広げていくという営みを、今やっているところでございまして、未来永劫単県P O Iをやらないと言っているわけではございませんことをご理解いただきたいと思っております。それからもう1点、NDAに関しては、J A I P Aの立石氏と、いろいろ繰り返し協議をやっていた中でも、いろいろと問題といたしますか、論点にはなっていたのですが、パブコメにお書きになられてしまったので、どうしてこういうふうになってしまったかなど。このように書かれると、過大に過剰に思われるかなと思うのですが、まず1つ申し上げたいのは、1年間で解除できない等、いろいろなことを書かれたのですが、若干事実と違うところがございます。実際にNDA対象を解除したいと言われれば解除できないなんていうことはないわけございまして、双方が納得し、合意すれば解除いたします。

また、協議に参加されていない方にも情報を広く配りたいというお話もありました。私どもがなぜNDAを結んでいるかという、例えば数字の細かいところまでは外にお出しできないということもございます。あるいは、個別の協議を各社と行っているのですが、当社はよくても、逆に出してはいけないという事業者様もいらっしゃいます。

そういった中で、ここは安全だということ判断して、大丈夫だということを出すという意味だと、やはりNDAというそれなりの守りというのは要るのかなと思っています。一つ一つそういった点を検討した上で、実際にはNDAの内容を開示されたい事業者様にもサインをしていただいたらいいよというお話をさせていただき、この問題はクリアにな

ったかと思っております。NDAは今までどうしても、我々も少しかたい守りをしていたと思っておりますが、ここもいろいろな意味で、今回いただいた意見も踏まえながら柔軟に検討したいと思えます。別にISP事業者様とお話をしたくないなんていうことは、今まで申し上げていないと思えます。

ただ、外部に全ての情報を出してしまうと、私どもあるいはISP事業者様に実害があるところについては、これからもNDAを結んでいこうと思っております。

【辻座長】 最後の未利用芯線ですね。

【NTT東日本】 東日本の徳山です。厳正にチェックすべきということでございますが、今回のこの報告書にもございますとおり、利用についてのご説明というのはきちんとしていかなければいけないと思えますので、その中でどういうふうにご判断いただくかというところです。1つだけ言えるとすれば、正直な話、現行の接続料においては、レートベースを増やしても、10割全部を接続事業者様からいただけるかというところとそういうことではございませんで、8割は弊社の利用部門が使っているものですので、逆に非効率を招くかなというところもございまして。そういった点も含めて、この後、プレゼンするつもりですが、本日は数字等のデータをお示しできておりせんので、次回以降にご説明したいと思えます。

【辻座長】 ありがとうございます。

池田構成員、いかがでしょうか。またこの後続きますので、問題等がございましたら、また言っていただければありがたいと思えます。

ほかはございませんでしょうか。

それでは、オブザーバーの方で何かご意見、ご質問等がございましたら。

ではJAIPAからお願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 単県POIの話は、EditNetが書かれているのは、例えば東日本で青森県に接続すると、青森だけではなくて東京の集約POIにも接続しなければいけないということです。だから東日本全部とプラス単県だという話で、さっきの私の理解が合っているかどうかは、NTT東日本・西日本にお話をもう一回していただいたらいいと思うのですが、必ず大阪あるいは東京には接続した上で、単県ができた場合には単県も接続するということが前提になっていて、そこは例えば鹿児島県だけで終わるという話ではないと認識しています。

それからNDAの件ですが、1つは、協会という性質上、どうしても公表資料を作らな

ければいけないところがありまして、細かい数字の部分とかまでは我々も必要ではないのですが、会議があったことすらNDAの対象になっていますので、何月何日に会議をやったということすら出せないという状況で、今、NDAの解除をお願いしているのですが、現状まだ解除になっていないというところもありまして、そこは公表資料として問題ない範囲のものは出していただきたいというのがあります。

あとは、各個社とのNDAとの関係で、うちのNDAとの整合性はどうなっているのかということを確認しなければならず、それは協会というよりは各個社のほうが結構大変になっているというお話があるのがもう1点。

それと、どうしてもNDAになっていると、今ここで申し上げたいこともあるのですが、言えないこともあるというところで、別に今すぐ言いたいという話ではないのですが、そういうところも知っていただいて、出せない数字というのはお互いにあるとは思いますが、そういうところはいいのですが、会議のあったかなかったかまで、我々としては理事会に報告もできないという状況は非常にまずいので、その辺の部分についてお願いしているという状況です。

【辻座長】 ありがとうございます。

それではNTT東日本の真下部長。

【NTT東日本】 先ほどおっしゃった、会議の開催さえNDAの対象だから言えないというのは、ちょっと自分もやり過ぎかなと思ったところではあります。ただ、一般論ですが、例えばある会社とある会社が合併する場合等、会合を行っていること自体が公表できないということもあるのかなと思っておりませんが、当社もNDAというのを厳しく運用し過ぎたという面もあるかもしれません。今おっしゃられたところは、少し検討していこうかなと思います。私どもとしても、総務省のこの研究会の場には、社長や幹部にも言って、極力資料を出しているところであり、そういう気持ちはございますので、同じ気持ちで、JAIPA殿の報告書にも、お出しできるものはどんどんお出ししようと思っておりますし、今日この後も資料をお出ししますが、隠し立てすることは全然ございませんので、その辺の心の壁をどんどん取っ払いながら、協議を深めていきたいなと思っているところでございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、ほかにオブザーバーの皆様のご意見はございませんでしょうか。

【NGN I P o E協議会】 I P o E協議会の外山です。先ほどの16者の話があり、

単県P O Iの話がありました。I P o E事業者は、実質的にそれらが実現できれば歓迎するのですが、NTT東日本も説明はなさっているように技術的に実現が可能ではないと思えるところがあります。この辺のところはあまり、べき論だけでPPP o E、I P o E同列に並べて進めると、不毛な議論が続くような感じがします。

この議論は、技術的にできるところ、できないところを理解して進めていただいたほうがいいのではないかと考えております。

【辻座長】 ありがとうございます。

何か今の話で、ございませんか。

ありがとうございました。ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようでしたら、時間もございますので、この第二次報告書案の取りまとめでございますが、今の議論や、あるいは事務局の説明がありましたように、問題を全てここでもう終わりにするという表現等はございませんので、今のご質問が出たような問題は、まだまだ今後継続して議論されていくと思いますので、今回、この第二次報告書案につきましては、この原案でやらせていただいて、「案」を取りたいと思うのですが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【辻座長】 そうしましたら、ご了解をいただいたと思いますので、これをもちまして、そのように取り計らいたいと思います。

それでは、ここで報告書が認められましたので、秋本電気通信事業部長から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

【秋本電気通信事業部長】 ありがとうございます。辻座長を初めといたしまして構成員の皆様には、第二次報告書を取りまとめていただきまして、厚く御礼申し上げます。また、オブザーバーとしてご参加をいただいている関係事業者の皆様、関係団体の皆様におかれましても、短期間でのヒアリング準備、多岐にわたるパブリックコメントでの意見提出、誠にありがとうございました。

今回の第二次報告書では、おかげをもちまして、多岐にわたる課題を整理いただきました。この第二次報告書を踏まえまして、私ども総務省といたしましては、関係の省令等の改正を速やかに行ってまいりたいと考えております。

また、資料14-3にお示ししましたとおり、なおご議論いただきたい課題がございます。引き続き本研究会のお力添えを得て、制度の適切な運営と必要な見直しに取り組んで

まいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは議事を進めたいと思いますが、次はPPPoE接続及びIPoE接続に関する取り組みの状況につきまして、議論していきたいと思います。

まず、NTT東日本・西日本から10分以内で説明をいただき、その後質疑応答の時間を設けたいと思います。

それではNTT東日本・西日本より説明をお願いします。NTT東日本総合接続推進部長の真下様より、よろしく願いいたします。

【NTT東日本】 資料14-4に沿ってご説明申し上げたいと思います。

1枚めくっていただきまして、PPPoE接続及びIPoE接続に関する取り組みの状況ということでございまして、もう1枚めくっていただいて2ページ目になります。本日の説明事項で、基本的にこの6つのことについて、PPPoE方式に関しての当社の取り組み状況といたしましては、まず最初に、少し昔のことになってしまうのですが4月にD型メニューを出させていただいた話や、あるいはその後C型、既存のメニューについても基準の緩和をされるといったことをさせていただいた、その状況等についてお話をさせていただきます。それから2の増設基準の緩和後の状況につきましても、実際どのようなことになったかについて、現時点で、実際には全部増設できていないものもございまして、ヒアリングをした結果を少しご紹介させていただきたいと思います。

それからインターネットのトラヒックの動向。これもマクロ値なのですが、全体の状況を、今回お示しさせていただきたいと思っております。

また4ポツでは、さらに時間帯別ですと、やはり23時の時間帯がすごく多いというものはっきり見て取れるので、今回ご紹介させていただきます。

それから5ポツでは、いろいろな意味でこれから増設基準を緩和して、多分、増設される方もいらっしゃると思います。今後どのような形で、その効果といいますか、どのような利用状況になっているかをお示ししていこうかということについてのスケジュール感を示しつつ、6ポツ、IPoE方式に関する措置要請事項をいただいたものについて、先ほど池田先生からも、接続用ポートの小容量化についてございましたが、こちらにつきましても現状況、それからPOIの増設、先ほどこれもお話ししましたが状況、さらにはそれ以外の情報開示についても、この研究会でいろいろご指摘いただいたのを社内に持ち帰り

まして、いろいろ取り組ませていただきました。なかなか、とても100点はもらえないと思っておりますが、やったところについてご紹介させていただきたいと思えます。

3ページ目に進みまして、まずPPPoE接続に関する当社の取り組み状況ということで、こちらの日本語にもございますが、当社はISP事業者様のニーズに応じた装置の大容量化等のさまざまなメニューをこの場でも提供してきており、この4月には自由に増設が可能となる網終端装置メニュー、これは、増設が自由にできるというのは新しいメニューとして、これを出しました。その中でパブリックコメントもいただきながら、そもそも既存のメニューも要るのではないかというお話もいただきながら、さらに従来から提供している既存のメニューにつきましても、増設基準の見直しを行ってやったところなんです。こちらの線表にございますように、第1四半期にいろいろなことをやりまして、その後、説明会を6月15日に開催させていただいて、その後、事業者様の個別説明をさせていただきました。一社一社に回る中で、実はいろいろなことを聞くことができました。その結果を本日、状況報告ということで、次のページに円グラフがたくさん並んでございますが、こちらにつきまして、あまりこの程度であれば各社も怒らないだろうなというところで、名前を申し上げることはございませんが、こういった形でお示しさせていただければと思っております。

増設基準見直しの状況といたしましては、当社と直接接続をする、ローミングの方もいらっしゃるのだけれど、ローミング先の事業者様は私どもではわからないので、直接接続をさせていただいているISP事業者様に、一応こういった形でご説明したときにヒアリングをいたしました。

増設の要望に対しては、今回の増設基準の見直しも含め、解決案の提示、もし混んでいるというお客様がいたらどうしたらいいですかということをやらせていただいて、その結果、40事業者のうち16事業者、5者は東西で重複しているのですが、について今回可能となりましたということで、こちら東日本の増設基準により増設可能な6者と、西日本だと10者でございますので、6足す10の16が、この16でございます。

この事業者様へのヒアリングをやらせていただいたことで、増設のご要望に対して基準緩和を含め、解決策の提示を行えたというのが、やはり今回の振り返ってよかったことだと思っております。この緩和によりまして、基準に達してしまった装置というのが実は東西でこちらにも900台、これは実は台数が240台、260台、それから100台、270台、これがみんな増設可能になった装置で、900台程度でございます。900台と

いっても、皆様お金が少しふえてしまうので、皆様どこまで増設されるかわからないですが、これぐらいちゃんと、要するに混んでいるところに対して対応ができれば、ある程度の措置ができるのかなと。トラフィック増の問題への解決が図れるのかなと思っておりますが、この検証を、どうしても増設にこれだけの台数をやると時間もかかりますので、約1年ぐらいを目途に、少しウオッチングしていくことが必要かなと思っております。

一方で、増設計画なしの事業者様もいるのですが、IPoEを取り巻く環境につきましては変化する、IPoEに移られている方もどうもいらっしゃるようでございまして、こういったことも個別協議もして、いろいろな事情もお聞きしながら、増設のご要望に対しては対応していきたいと思っております。

5ページ目に進んでいただきたいのですが、ではNGNにおいてインターネットトラフィックがどう推移してきたかということで、こちらも、いつもどうしてもPPPoEとIPoE合計は、いろいろな形でお見せすることもあるのですが、2つに分けてみました。かつ、下のほうに小さく注で書いてあるのですが、これは基本的にNGN用の、まさに今回問題となった網終端装置、それからIPoEだとゲートウェイルータなのですが、それぞれを疎通するダウンロードトラフィック、これが大きいわけでございますので、こちらについて最繁時間帯のデータをプロットして、こんなふうに並べてみました。

そういたしますと、上の箱に書いてございますが、直近の2年間でNGNにおけるピークトラフィックの伸びについては、どうもPPPoEは増えてはいるのですが、少しその増え方が減少してきたかなと。逆にIPoEは少し増え方が、尻上がりではないですが増してきたかなということが見て取れるのかなと思ってございます。

やはりここについては、最大のトラフィック動向を見る限りはPPPoEの傾向が鈍化していて、IPoEの方が増加傾向が加速していると。ある意味でIPoEへの移行が進みつつあるのかなと見て取ることもできるのですが、POI拡大とかも6月以降になってからもございますので、この後もっとこの傾向がどうなってくるかということを見ていくことが必要なのかなと。今後のIPoEのPOI拡大によって、このトラフィックの傾向がどう動いてくるか、顕著になってくるかということを少し見ながら、今後のさらなる基準緩和が必要というようなご意見もございましたが、それについても対応していきたいと思っております。

次のページ、今度は時間帯別トラフィックというところもお示ししているところでございまして、2018年7月下旬、いろいろなものをとったのですが、ここが一番じっくりく

るかなと。変なときにとると、ワールドカップとかそういうのがあると、形が変わったりすると変だなと思って、標準的なものをとってございますが、だからといって今、70とか72に飛び越えるのは実はないのでございまして、こういった推移をしているので、この時期を選んでございます。

このPPPoE方式のトラヒックは混んでいるというふうにももちろん言われていますが、マクロでみると大体7割だということが、今回きちっと精査をしてわかったところでございます。ただ、もちろんご指摘のとおり、ミクロで見た場合には混んでいる装置もございます。ですから、やはり増設しなければいけないというのはあるわけございまして、個別のISP事業者様とは協議を続けていく中で、うちのNTEは混んでいるよというときにはちゃんと増設していくといったことをやっていくのかなと思っております。

ちなみに、今回時間帯で見ていると、土日がちょっと違うなと思ったのと同時に、これは実は7月のこのときは台風12号が来たときで、最初に東日本に来て、その後西日本に行ったことがあったと思うのですが、土曜日は東日本に来ていたから皆様アクセスしたのかな、日曜日は西日本かな、みたいなこともちょっと見て取れたので、いろいろなところを選んでよかったのですが、ここが一番、やはりある程度こういった個別の、これはイベントではないですが、イベントであるとか、こういった社会情勢の変化も、こういうところに出てくるんだなということがわかったところでございます。

次のページに進みまして、こういった今回の見直しに伴って、今後どういうふうに取り組みを進めていこうかということで、こちらのほうに1枚紙をつくってまいりました。

本研究会においては、マクロのこういったトラヒックデータもさっきお示しましたが、個別協議の状況についても、やはり可能な範囲で提示していきたいと思っております。

一方で、増設のタイミングやトラヒックの状況に対する評価は、ISP事業者様ごとのサービスポリシー、うちはもうともかくスループットが命だという方もいらっしゃるでしょうし、むしろいろいろなIPoEに移られている方もいらっしゃる。いろいろな方がいらっしゃる。区々でございます。こういったISP事業者様の状況に応じた協議を、これからもやっていきたいと思っております。

次のページ、IPoE接続に関して、措置要請事項として、当社としては参入可能性確保に向けて協議をこれからもやってまいります。16者の制限も、先ほど申し上げましたが、具体的に要望をいただければやっていかなければいけないとは思っているのですが、現時点で、2017年10月に8者目をいただいて以降、実際には次がお越しになってい

ない。必要がないわけではないという総務省のご指摘もわかっておりますが、一応事実はこの形だということ、この場で申し上げたいと思います。

それから、接続用ポートの小容量化につきましても、別に技術的には実現可能でございます、具体的に要望をいただいたら、こういったことを進めたいと思っているところでございます。

POI増設につきましては、別のページに詳細がございますので、割愛したいと思います。

6-1、次の9ページですが、こちらが接続用ポートの小容量化で、こちらにつきましては研究会でもこういったプレゼンをさせていただきながら、1回目が去年の10月、2回目が3月に説明会をいたしまして、現時点ではご要望をいただけていないということでございます。

次のページ、POIの増設条件につきましては、赤いところが直近で、千葉が6月に、埼玉が9月に終わったところで、あと神奈川でも9月末に予定しているところでございまして、POI拡大もなかなか大変なのですが、しっかりこういうのも、私どもとしてもやっぺいこうと思っております。

最後のページ、今度はIPoE接続に関して、やはり情報開示をちゃんとしたほうがいいと、いろいろな形で今回もいろいろいただきまして、網改造もなかなか今まで、外の方から見えにくかったところがございますので、こういったホームページで開示したりすることを、これからも取り組んでいこうと思うところで、直近これまでの研究会でのいろいろなご指摘を踏まえた、NTT東日本・西日本としての取り組みをご紹介させていただきました。

以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、まず構成員の皆様からご質問等がございましたらお願いしたいと思います。どこからでも結構です。

【相田座長代理】 ではよろしいですか。純粋な技術的コメントですが、6ページ、総帯域の7割だから余裕があるというのは、これは少しだけ足りないというか、回線交換ならば保留回線を残してぎりぎりまで使っても大丈夫ですが、パケット交換はサービスタイムが（1マイナス利用率）分の1ですから、7割使っていたら、すいているときの3倍の時間がかかるということで、やはりインターネット等をやっているものについては、利用

率5割を超したらそろそろ増強を考えて、7割を超したら増強しなければいけないというのが一種の常識だと思うので、この、7割だから余裕がありますというのは、やはりただけないなというのが1点です。

それから5ページのほうも、もう少し検証してみないとわからないですが、やはりPPPoEが混んでいるがために、需要はあっても頭打ちになってしまっているのかもしれないということで、実際に流れているデータを見て、PPPoEのトラフィックの増加が鈍っているという判断というのは、少し短絡的過ぎるのではないか。もちろんこれは、本当にIPoEへの移行が進んで鈍っているのかもしれないですし、だからこれはもう少しいろいろな分析をしてみないといけないのではないかと思います。

以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

今の件につきまして、何かご回答とご意見等は。

【NTT東日本】 先生のご指摘のとおりだと思います。余裕があるというのは、少し強過ぎたかもしれません。

ただISP各社から、各社において混んでいるという情報を出せないということもあったため、マクロをお見せしたということでございます。実際には混んでいるときは増設しているというのが現実でございますのと同時に、これだけ時間帯別にトラフィック量の上下があると、ベストエフォートであることもありますし、ここはJAIPA殿とも合うと思っておりますが、どんどん増設はさせていただいても、お客様から収入をいただけないという事情もあり、ぎりぎりの判断をしながらやっているというところもご理解いただければと思っております。収入がちゃんといただけるような枠組みがあると、増設もどんどんできると思うのですが、ちょっとそこに苦しみを感じているということもご理解いただければと思っております。そこはISP事業者様も当社もほぼ同じような気持ちでいるところだと思っております。

【辻座長】 ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。では佐藤構成員。

【佐藤構成員】 そもそも、こういうことをなぜお願いしたかというところに戻ると、非常に混雑が起こっていて、ユーザーからいろいろ問題が指摘されていますと。だから、増設基準を少し緩和してサービス水準を上げたいということで、今回こういうことが起こった。

そうすると、こういうデータを見て、混雑が改善されたかとか、やはり十分改善されていないのでほかにもう少し考えなければいけないことがあるかとか、政策的に最後は検証、判断しなければいけないということでデータをお願いしていると思います。

6 ページのデータを見ると、1 時間単位で見たらいいのか、極端に言えば1 日にしてしまえばまた平均になってしまうわけで、どの単位で見るかで振れ方が違うはずなので、1 時間が本当に適切なのかどうかも含めて、もう少し考えさせていただかないといけない。

そういう意味では、各終端装置全てのデータをとってきて、それを例えば1 時間当たりでトラヒックのピークを見ているのか、1 0 分当たりで見ているのを1 時間に平均化するのかなど、どういうふうにしてこのデータをつくっているかによって、実はもう少しブレークダウンできるとか、もう少し地域別、県単位も含めて見られるとか、そうしたことがわかるのではないかな。

この資料のデータはかなりマクロになっているが、そうすると、増設がどこかで起こっても、非常に小さな影響しか出てこないもので、かなり増設が進んでいかないと全体の影響が見られない可能性もある。もう少しブレークダウンして、本当に新たな増設基準で新しい増設が起こっている状況が、混雑の緩和につながっているのかということを検証できるようなデータのとり方ができないものかと思うのですが、いかがですか。

【NTT東日本】 なかなか難しい問題だなと思ってお聞きしていたのですが、まず、細かくどういうふうにデータをとっているかということ、技術的な内容を私が全て把握しているわけではないのですが、基本的に時間帯別にこういったものを取りたいといって、とれるだけとったのが今回のデータでございます。

先生がおっしゃるとおり、全てのNTEのデータを取得していますので、サンプルでもほとんど一緒だと思うのですが、基本的にはちゃんと数値を取得した上でこの数字を出させていただいております。

こういう形では出せるのですが、各社が使っているところもあり、エリア毎等でどういうふうにお見せすればよいのかというのは試行錯誤をしながら、私どもの方でも、引き続き検討していきたいと思っています。

ただ、私どもとしては、最終的に事業者様が増設するという観点がわかりやすいと考え、このような円グラフのまとめ方をさせていただきました。「実際にどれぐらい混んでいるのか」については、何を混んでいるとするのかという点について、社内でも議論をしたのですが、あえて多くのユーザーを収容しているようなNTEがある等、ISP事業者

様のご事情もあるかと思えます。また、ヘビーユーザーを収容しているところもございませし、さっき申し上げたようにイベントトラヒックなどもありますので、マクロの数値のほうが、そういう個別事情が捨象されるので、今日はこういう示し方をさせていただきました。ただ、本当に困っていらっしゃるISP事業者様がどういうふうに見ていらっしゃるかというところをお聞きすることに尽きるのかなという思いで取り組んでまいります。佐藤先生のご指摘もとてもわかりますので、次に向けて何かよい見せ方ができれば取り組んでいきたいと思っています。

【佐藤構成員】 追加で。やはりもともとでいうと、増設基準を緩和したことで混んでいるところがどう改善できたかというところがポイントなので、そういうことが見られるようなデータのとり方を工夫していただきたい。

それから、増設が要望されるところが900台あって、一遍にできないから時間もかかりますと、時間がかかるから検証するのに1年かかりますというのも、長い話だと思う。その900台が全部終わらなくても、ある程度の段階なり地域なりで、それなりの改善が見られるか見られないかということも検証可能なような気がする。900台全ての増設が終わるまで、マクロにしたい場合はそうなのだけれど、検証が難しいので1年間要りますとなると、もう少し頑張って、データのとり方や時間軸も含めて、我々がやっていることが1年後にわかるのではなくて、途中の段階でわかるということをやはり求めたいので、さらなる努力をしていただきたいとは思っています。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。池田構成員、お願いします。

【池田構成員】 ありがとうございます。3ページのところで、直接接続するISPに個別説明を今回されたということなのですが、御社と間接接続になっていて、誰がつながっているかわからない。けれども、その人たちがもし困っていたら、情報提供は誰がすべきということになるのですか。ローミングサービスを提供している人が情報提供をすればよいということですか。

何かもうちょっと、個社への説明もあってもいいと思いますが、説明会的なのか、何かはあってもいいのかなと思ったのですが、どうなのですか。それはニーズがないからやらなくていいのですか。

【NTT東日本】 ニーズがないとは思わないですが、直接接続されている方としかお話しができないというのが現状でございます。例えばAさんにお貸ししているのをまた貸し

されている方に、「ちゃんと増設しなきゃだめだよ」というのは、うちから言える立場にな
いはずなので言えていないというだけでございます。

我々としても心配に思っており、間接接続している事業者様のお話をしないわけではあ
りません。ですが、実際はその会社がそういうふうにお考えであっても、当社は言える立
場にはないということでございます。なので、ローミングには確かに難しい部分もござい
ます。

私どもとしても間接接続している事業者様のデータが見えないため、できることがわか
らないので、直接接続している事業者様だけに対し、説明させていただいているというの
が本音でございます。

【辻座長】 ほか、ございませんでしょうか。

今の混雑については、NTT東日本・西日本は直接接続だけしか見られないというのは
そのとおりだが、混雑現象というのはネットワーク全体にかかわる。だから、これはやは
り総務省が全体を見る立場から対処するべきではないか。以前、大多数のユーザーを持つ
事業者については、データの保全などについては、会社を売却する際でもきちんとすると
いったルールを作成したと思います。NTT東日本・西日本や接続事業者、ISPなど、
全体として混雑しているのはどこかを検証しないとイケないのではないかと。ネットワー
クだけの問題ではないと思います。

ほか、ございませんでしょうか。

【酒井構成員】 今のところの関連なのですが、確かにマクロで見ると72%と。72%
という結構大きいなという感じはいたしますが、これはむしろ、例えばこの増設基準を
新たにこういう形で緩和しなかったらどうなっていたかということも予想が要るのでは
ないかと思いました。その場合、もしかしたら72%という数字はあまり変わらないけれ
ども、どこか悪いところだけうんと悪くなっているとか、そういったことも逆にあったの
ではないかと思います。

だから、増設基準を緩和したことの効果を検証するのであれば、この72%で余裕があ
るというよりは、平均すると前と比べてそれほど変わらないけれど、悪いほうのトップテ
ンがぐんとよくなったとか、そういう方向性でできないのかという感じはいたしました。

【辻座長】 将来のご検討で。宿題ばかりであれですけど。

【NTT東日本】 ありがとうございます。

【関口構成員】 先ほどの4ページの図で確認なのですが、今回の増設基準改定でも、

特に増設可能というふうにはならない、非常にすかすかの I S P 事業者はほとんどいなかったという、こういう読み方でよろしいでしょうか。

【NTT東日本】　　そういうことではないと思っております。すかすかかどうかということがあまりわからないという。

【関口構成員】　　つまり、増設希望なしの方でも、色が塗ってあるところは増設可能になったということでもいいですよ。

【NTT東日本】　　済みません、きちんと説明できていなかったと思います。現時点で増設計画なし、例えば東日本でいうと一番左下の円グラフの23者はもともと増設する予定はないとおっしゃった方に聞いてみた結果となります。すると、増設計画なしとおっしゃる方が結構いらっしゃいましたが、それは、すかすかだからいいよという方もいらっしゃれば、ちょっと混んでいてもこれぐらいであればいいよという方もいらっしゃいました。その中で、今回増設できるようになった台数をお聞きしたら、240台だったということでございます。

【関口構成員】　　すると、21がさらに分かれて、今回増設可能になった分が240台で、そうでない部分がどこにあるというのが、この21の中の内訳ということでよろしいでしょうか。

【NTT東日本】　　240台というのは、詳細な数字が手元にないのですが、21者において、例えば2,000台ぐらいNTEを持っていらっしゃるうち、240台ぐらいは今回増設可能になったという数でございます、実際にはそれほど混んでいらっしゃらないNTEをお持ちの方もいらっしゃるようでございます。

【関口構成員】　　そうすると、もしかすると台数のほうで書いていただいたほうが、イメージがつかみやすかったかもしれないですね。

【NTT東日本】　　少し検討させていただければと思います。よりわかりやすい見せ方を目指したいと思っております。

【辻座長】　　それではオブザーバーの皆様方で、何かご質問、ご意見はございますか。
それではJAIPAよりお願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】　　ありがとうございます。今お話をいただいていたその部分とかも、それからやはり6ページのところなのですが、先ほどNTT東日本がおっしゃっていた増設の苦しみは十分、そこは我々も共有させていただきたいのですが、その上で、やはりそもそもデータのとり方が1時間平均という部分で、NTT東日本・

西日本でも違うようですし、我々としては一般的に業界では5分に1回とりますというところで、5分ごとのがやはり欲しいなというのがあります。

それは、ピークトラヒックが来て輻輳してしまってお客様から文句が出るというのが1時間も続くと、もうほとんどお客様はいなくなりますので、輻輳は、大体15分とか20分、長くても30分以内ぐらいに、普通はおさまるものです。それを1時間平均としてしまうと、当然どんどんおさまっていってしまいますので、100%にはならないということになります。先ほどお話もありましたように、やはり半分を超えた部分で、普通ISPは何らかの手当てを打ち始めるものです。この図を見ると確かにどこが混んでいるんだというふうになりますし、底を打っているときのことを考えると、ISPでもそう簡単にどんどん投資できるわけではないのですが、やはり混雑がひどいところは増設をやらなければいけない。

これはもう、NTT東日本・西日本、それぞれ全体でまとまっていますので、地域的には相当混んでいるところもありますし、そういうところが一番今回困っている状況だと思います。したがって、いろいろなことを今後やっていただけるのだとは思いますが、ひどいところを中心にデータを出していただかないと、なかなか議論がうまくいかないのかなと思います。

PPPoEの増加の部分は、加速度が鈍化しているという話もあるのですが、先ほど先生方からお話がありましたように、ほかに関係する要素が相当あるのではないかと思いますので、ほかの要素も情報として出せるものは出していただきたい。

そして、40者中16者が今回増設可能となっていますので、6のグラフから見ればみんな全然大丈夫だというのがNTT東日本・西日本の話ですが、実は半分近くが増設可能になるぐらい混んでいるので、そっちのデータのほうをメインに出していただきたい。どうやってお金を取るかということも考えなければいけないのですが、そこを出さないと、どういうふうを増設するべきかというしっかりした議論ができないのではないかと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

何かご意見はございますか。

【NTT東日本】 ご指摘のとおりなのですが、今回、そういう意味でいうと増設できるようになったので、ISP事業者様においても、既存のメニューもございますので、増

設が可能なら増設をしていただくと解消するのかなというふうに、フランクに見ていただければと思っております。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。それではソフトバンク。

【ソフトバンク】 4ページの資料につきまして、これはミスリードされるような懸念も少しありましたので、弊社の状況をお伝えしますと、今回増設基準の見直しによって、若干は増設ができるようになったのですが、まだまだ輻輳が解消できなくて、増設しないといけない終端装置というのがたくさんたまっています。今回の基準見直しにより、輻輳がたまっている台数が解消できた割合は、非常に弊社の中で低いという認識を持っています。

今回、この4ページを見ると、260台ですとか、西だと100台が増設を待っているところで、解消できましたとなっておりますが、これ、母数は一体どうなのかというところもあります。これによってほぼほぼ全ての網終端装置で輻輳が解消できたかというところ、我々の感覚だとまだまだ足りていないというところもございます。

というところで、ぜひ、この増設基準の見直しに関しては、引き続き事業者間で協議をさせていただきたいというのが我々の要望でございます。

【辻座長】 何かございますでしょうか。

【NTT東日本】 ソフトバンク様とも協議を実施させていただいておりますし、具体的なご要望をいただければいつでも参りますので、よろしく申し上げます。

【ソフトバンク】 よろしく申し上げます。

【NTT西日本】 西日本としても引き続き協議をさせていただきたいと思うのですが、少し、西日本のデータについて申し上げますと、今回増設可能になった台数と、実際にヒアリングさせていただきながら、増設のご要望を具体的にいただいた台数でいくと、100台が増設可能になった中で、ご要望をいただいているのは30台弱ぐらいでございます。そちらの要望に対してはしっかりと対応していこうとしているのですが、やはり、それ以外で要望がない事業者様もおられるとか、さらには、先ほど真下からご説明させていただきましたが、増設可能だけれども要望なしというところの台数もあつたりしますので、やはり事業者様と個別にいろいろとやらせてもらった中で答えが出てくるのではないかと思いますので、片方向だけではなく、いろいろな意味でコスト等を含めて対応させていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、この議題につきましてはここで打ち切らせていただきまして、次に加入光ファイバ接続料に関する取り組みの状況について、まずNTT東日本・西日本から5分以内で説明をいただき、その後で質疑応答したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ご発表はNTT東日本企画部の徳山部門長からお願いいたします。

【NTT東日本】 東の徳山です。資料でいきますと14-4の、先ほど真下が説明したものの後です。こちらの12ページからでございます。

加入光ファイバの接続料に関連する取り組みの状況ということですが、まず最初に、申しわけございません、本日はデータをご準備できなかったもので、少し表面的な話になってしまいますことをおわび申し上げます。

まず未利用芯線のほうの話から進めたいと思いますが、13ページをおめくりください。これはおさらいになってしまうかもしれませんが、もともと弊社のほうで光化投資についてどういうことを考えているかということについて示したものです。

言わずもがなというところもございしますが、下のチェックのところでございますとおり、基本的には当社や接続事業者様のお客様に円滑にサービス提供すると。それから故障時における円滑な切りかえというところ、こういうところの短期的な需要が1つ目でございます。

もう1つは、昨今よくありますが、台風、地震等の災害時の対応や、IoTの進展や5Gの技術革新、環境変化等による将来拡大するような需要、こういうものを見越して、全体として低廉化されるような投資を行っているということでございます。

14ページでございます。そういったいろいろな短期的・長期的な需要を含めて、どういう投資をするのが効率的かということで、ここに挙げておりますのは、シンプルに言いますと、いわゆる物品費と工事費においては、工事費のほうは圧倒的に高額というところでございます。地下ケーブルであれば埋設工事が必要でありますし、架空ケーブルであれば架渉工事が必要です。構成員限りの下のグラフにございますが、要は何回も工事をするよりも、1回で工事をしたほうが圧倒的に安価になるということでございます。

こういったところも含めて、1芯線当たりの投資額を安価にするということを目的にしながら敷設しているということでございます。ですので、先ほどの、今後想定される需要ということに対して、一番コストが安くなるのはこういうやり方かなというところで考えている次第でございます。

1枚めくっていただきまして、こういうところで今、議論に上がっております未利用芯線のレートベース上の扱いでございます。報酬額のところを今回対象にするかしないか、レートベースの対象とするかしないかということでございます。

ここは、基本的には我々は、ここも含めて資本コストと考えておりますので、設備を維持運営するために必要不可欠なものだと考えております。

これがもし回収できなくなってしまうと、どちらかといえば借りるほうが安いみたいな話になって、設備投資インセンティブが減退します。また、例えば発生の都度に工事を行えばよいという話になりますと、先ほどのページにもございましたが、かえって光ファイバのコストが上昇し、結果としてインフラの整備がおくれることにもつながりかねないと考えております。

データをお示しするというを以前申し上げていたのですが、本日は間に合いませんでしたので、次回の研究会にて、サンプル調査の結果等をお示しして、ご議論いただければと思っております。

もう1枚めくっていただいて、光ファイバの耐用年数の推計結果のほうでございます。こちらと同じような状況でございます。今、作業を鋭意進めておまして、次回にはお出しするというので、そこでご議論いただくということをお願いしたいと思っております。

一方で、耐用年数の見直しについては、これまでも申し上げておりますが、いわゆる材質、構造、用途、使用上の環境みたいなもの、それから陳腐化の危険度の程度等、こういうものに推計結果を含めて総合的に検討をしていきたいと考えております。

以前も申し上げましたが、早ければ2019年度からの見直しも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それではまず構成員の皆様から、今のご説明につきましてご質問がございましたら。

では酒井構成員、お願いします。

【酒井構成員】 先ほどの14-1のほうでも、今後事業について真に必要なものとなっているかどうかの観点から調査を行うと書いてあるのですが、難しいなと少し思います。と申しますのは、もともと今、ご説明があったとおり、需要がこういうふうに伸びていったら、こういうふうに投資するのが最適であると。それはわかると思うんです。その次に、今度は災害の話があるので、そこをどう入れるかということで、災害のときにどこまで対

応できるかと。それから3番目には、需要予測が予定どおり行かなくて、需要が予想以上だったり、あるいはある地域において予想以下であることもある。その場合、投資を抑えめにするのがいいのか、それとも多少余ってもいいから需要がうんとふえたときに対応できるほうがいいのか。そのあたりの価値観というか、そのペナルティがどうなるかも考慮しなければいけないので、そのあたりに関して、データと同時に、何か基本的に設計はこういうふうにするのがいいのだとかの考え方を示してほしい。それは必ずしもNTTに全部考えてくれというのは無理かもしれませんが、需要予測が思った以上に伸びたときに足りないということのほうが、個人的には、思ったほど伸びなかったときに余ってしまったことよりは、ペナルティとしては大きいような気がするのですが、それが本当にそうかどうかともわかりませんし、何かそういう基本的な考え方みたいなものが出た上で、今データがこうなっている、というふうになっていると、非常にきれいかなという感じがいたしました。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

何かコメントはございますか。

【NTT東日本】 全てお示しすることは難しいかもしれませんが、基本的には、次回の研究会に向けて、この需要が必要だということや設計の範囲も含めて、ご理解いただけるような形で工夫をしたいと思います。

あとは、おっしゃるとおりでございまして、結果論のところはございまして、100%絶対使い切るということはちょっと難しいところではありますが、そこら辺も含めて、ご理解いただけるように、次回までに用意したいと思います。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほかにご質問は。では関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 ご説明ありがとうございました。FTTHで光化を全国ですごい勢いで進めてはいるのですが、その中にもやはり公設民営ですとか離島振興ですとか、NTT以外のところが光ファイバを引いているところも結構あると思います。

この未利用芯線の話というのは、使えもしないところに投資しているという疑いをどこまで払拭するかという点でいうと、NTT東日本・西日本ご自身として、不採算エリアにどの程度投資をされていないのかというデータがあると、うちはそんな、客もつかないところに手を出しませんということが逆説的にわかるような気がするのですが、そのあたり

について、もしお出しいただけるようなデータがあれば、次回以降お願いできればと思います。

【NTT東日本】 裏返しになってしまいますが、今、投資をしているところは基本的に採算がとれると思っておりますので、基本的にはそれ以外は不採算というところだと思います。具体的な数字というのはなかなか難しいと思いますが、そういうことも含めてどのような考え方で判断しているかということかと思えます。その辺りも含めて、別途お示ししたいと思います。

【辻座長】 ほか、ございませんでしょうか。

佐藤構成員。

【佐藤構成員】 まずは考え方なのですが、将来の需要の伸びを見越して合理的に投資することが前提で、1回2回3回でやるよりは、もしかしたら固めて、1度にある程度の規模をやったほうが合理的なので、いつか余剰のキャパシティが生じる場合があるという説明だと思います。

それで、ビジネスはそれほど思ったとおりにいかないもので、例えば需要がこれだけ伸びる、伸ばすと言ったのだけれど伸びていない場合もある。そうすると、その投資判断が事後的に正しくなかったことがわかる。そのとき、投資判断が正しくなくて余剰の投資をしたところを、自分たちの経営の中で吸収するのではなくて、消費者や接続事業者のユーザーに基本的に全て転嫁していいのかという疑問に対して、どうお答えになるかが1つです。

もう1個は、1回でまとめて、例えば1年おきとか3年おきにやるより、5年分1度に投資しておいたほうが効率がいいみたいなことがあった場合、例えば1年だったら、3年だったら、5年だったらそうかもしれないけれど、もっと長期の投資まで入れてしまうと、世代間の不公平みたいなことがあって、なぜ将来の人が使って、今は使わない投資に関して、現在の人があるコストを払わなければいけないのかという問題も起こってくるように思う。そういう意味では、やはり、投資に対してどのぐらいの未利用芯線があって、それがどういうふうに使われているかや、過去10年なりでどのように投資が進んできて、余剰がどういうふうに出てきたかなど、やはりデータを見ながら議論する必要もあると思います。2つ目の話は、ぜひ、そういうことが議論されて、NTTは思った以上に将来のことを考えて、コストミニマイズの合理的な投資をしてきたのだと、証明したいと思っておりますので、データをぜひご準備くださいということでもあります。

【NTT東日本】 佐藤先生のおっしゃるとおりでございまして、証明したいという

ころでございます。

そこら辺も含めて、ご用意はしたいと思いますが、最初の答えもそうだと思いますが、やはり最終的に、当然のことながら、押しつけるということは考えてはいないので、それをどこまでというところは悩みどころではあると思いますが、そこをいろいろ、少し考えてみます。

【辻座長】 ありがとうございます。

それではオブザーバーの皆様で、何かご質問やご意見はございますでしょうか。

それではソフトバンク。

【ソフトバンク】 NTT東日本・西日本からデータを次回出していただけるということで、そのデータの提示のところでは2点お願いがあります。

1点目の未利用のところに関しての、収容ビルにおけるサンプル調査のところですが、収容ビル、要するにGC局の集まってくるところにおける調査なのか、ここはできればケーブルの種別ごとでの調査という形でサンプルをいただきたいというのと、あと、やはり5年も10年もずっと収容率が低いところがどうなのかというところの議論はしたいと思っていますので、もし、過去の推移みたいなのもあれば見たいというのが1点ございます。

それから2点目の耐用年数に関しては、これもデータを提示いただけるということですが、以前から議論になっている、7つの関数の妥当性のところについて、まだ説明が十分になっていない、納得が得られていないということもあったかと思っておりますので、そのあたりの詳細も、7つの関数を適用しましたところの妥当性の説明とかも含めて、構成員の皆様限りというところをできれば我々にも開示していただきたいというのがありますが、そのあたりの妥当性も含めた説明もいただければと思っております。

【辻座長】 ありがとうございます。

【NTT東日本】 最初に未利用のほうの話ですが、基本的にケーブルの調査、今サンプル、これは初めてなので、どのぐらいの感じでやろうかというのを悩みながらやっております。その中では、例えば地下架空みたいなことも考えておりますし、どういうビルをとろうかということも考えております。

その条件を含めて、次回お示しをしたいと思いますが、1つ難しいなと思っているのは、過去の推移というのは、ただでさえサンプルでやろうとしているものなので、正直言って、過去の推移を追うのはかなり厳しいなというところが今の感想です。

もう1つ、耐用年数のほうの7つの関数のほうですが、関数についてのご説明、どういふ類いのものかというところをご説明することはしたいとは思いますが、かねてから申し上げているとおり、基本的に財務会計も含めて、この関数を推計結果のみをもって耐用年数を決めるということではないので、あまりそこだけを注視するというということではないのかなと考えております。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほかはございませんでしょうか。

それでは、本日の議論はこれまでとさせていただきます。

本日の会合をもちまして、池田構成員がご都合により本研究会から退任されることになりました。これまで非常に積極的にご質問をいただいて、貢献していただいていたのに大変残念であります。退任に当たりまして、もしよろしければ一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

【池田構成員】 フォローアップが大事であるというようなパブコメの意見があることを重々承知しているのですが、神戸から参るのがなかなか大変なもので、佐藤先生も同じ立場にあるのですが、今日限りでこの研究会の構成員をやめさせていただくことになりました。

しかし、引き続き重要な課題を議論されていると思っておりますので、構成員は離れますが、関心を持ってまいりたいと思っております。ありがとうございます。

【辻座長】 それでは、本日のヒアリングにつきまして、構成員の皆様方あるいはオブザーバーの方から追加でご質問がありましたら、10月1日までに書面またはメールにて事務局までお送りいただければと思います。

それでは最後に、次回の会合等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 本日もご議論いただきまして誠にありがとうございました。

次回会合の詳細につきましては、別途事務局からご連絡差し上げるとともに、総務省ホームページにも開催案内を掲載したいと思っております。また、本日取りまとめをいただきました第二次報告書につきましては、改めて後日、総務省ホームページにて最終版を公表することを予定しております。今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

【辻座長】 それでは、どうもありがとうございました。これもちまして第14回の研究会を終了したいと思います。どうも皆様、ありがとうございました。

以上